

令和6年5月13日

みんなの「食の上京」教えてキャンペーンにおける フォトコンテストサイト制作等に係る業務委託事業者募集要項

上京区民会議では、「2025大阪・関西万博」の開幕1年前を迎えた今年、1年を通じて「食の上京」をテーマに、「京の食文化」と上京区内のあらゆる食文化の魅力に触れる機会を提供しています。

本業務は、高い専門性や経験を必要としていることから、委託先の選定をプロポーザル方式（公募）により実施します。

本業務の受託を希望する事業者については、下記のとおり応募してください。

記

1 業務内容

みんなの「食の上京」教えてキャンペーンにおけるフォトコンテストサイトの制作等

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 業務委託料の上限

600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務内容の実施に係る全ての費用を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

委託業務の履行確認後、委託先からの請求に基づいて支払うが、必要に応じて、契約当初に全額前金払いの実施の可否を検討する。

3 参加資格

本件の参加資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

(2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(4) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(6) 事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って参加すること。

4 提出書類等

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 参加表明書（別記様式） | 1部 |
| (2) 提案書（任意様式） | 4部 |
| ※ 正本1部、副本3部（社名等を伏せたもの） | |
| (3) 見積書（任意様式） | 4部 |
| ※ 正本1部、副本3部（社名等を伏せたもの） | |
| ※ 積算内訳を明確に記載すること。 | |
| (4) 会社概要が分かる書類（任意様式） | 4部 |
| ※ 会社案内パンフレット等 | |
| (5) 京都市内に拠点を有することを証明できる書類 | 1部 |
| ※ 本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合のみ | |
- なお、評価に際して、提案書等の内容詳細について本市で確認する必要がある場合は、提案者に対して質問を行うことがある。

5 提案の評価方法

別紙「審査基準」に基づいて、以下の（１）～（５）各視点について各評価者が採点し、その平均点で順位付けを行い、第一順位の者を受託候補者に選定する。

なお、応募が一者のみの場合、評点が50点を超えている場合は受託候補者に選定する。

- (1) 運営力（配点：20点）
- (2) 企画提案力（配点：30点）
- (3) 業務実績（配点：30点）
- (4) 企業拠点（配点：10点）
- (5) 見積額（配点：10点）

6 提出期限

令和6年5月28日（火）午後5時（必着） ※郵送又は持参

7 提出方法及び提出先

以下の提出先に郵送又は持参により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は、午前9時から午後5時までとする（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く）。

【提出先】

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地
京都市上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当内
上京区民会議事務局（電話：075-441-5040）

8 注意事項

- (1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合
 - イ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

9 選定後の手続

(1) 結果通知

委託先の選定後に、参加者、評価点及び選定理由を公表するとともに、採否に関わらず全参加者に結果を通知する。

(2) 契約

委託候補先との契約については、令和6年6月中旬を予定している。

10 提案募集に関する質問等について

本件募集内容について質問等がある場合は、令和6年5月21日（火）午後5時までに、質問書（様式自由）により、電子メールで次のメールアドレス宛てに送付すること。

メールにて回答するとともに、必要に応じて、ホームページにおいて質問及び回答を公開することとする。

【電子メールアドレス】 kamigyo-machi@city.kyoto.lg.jp